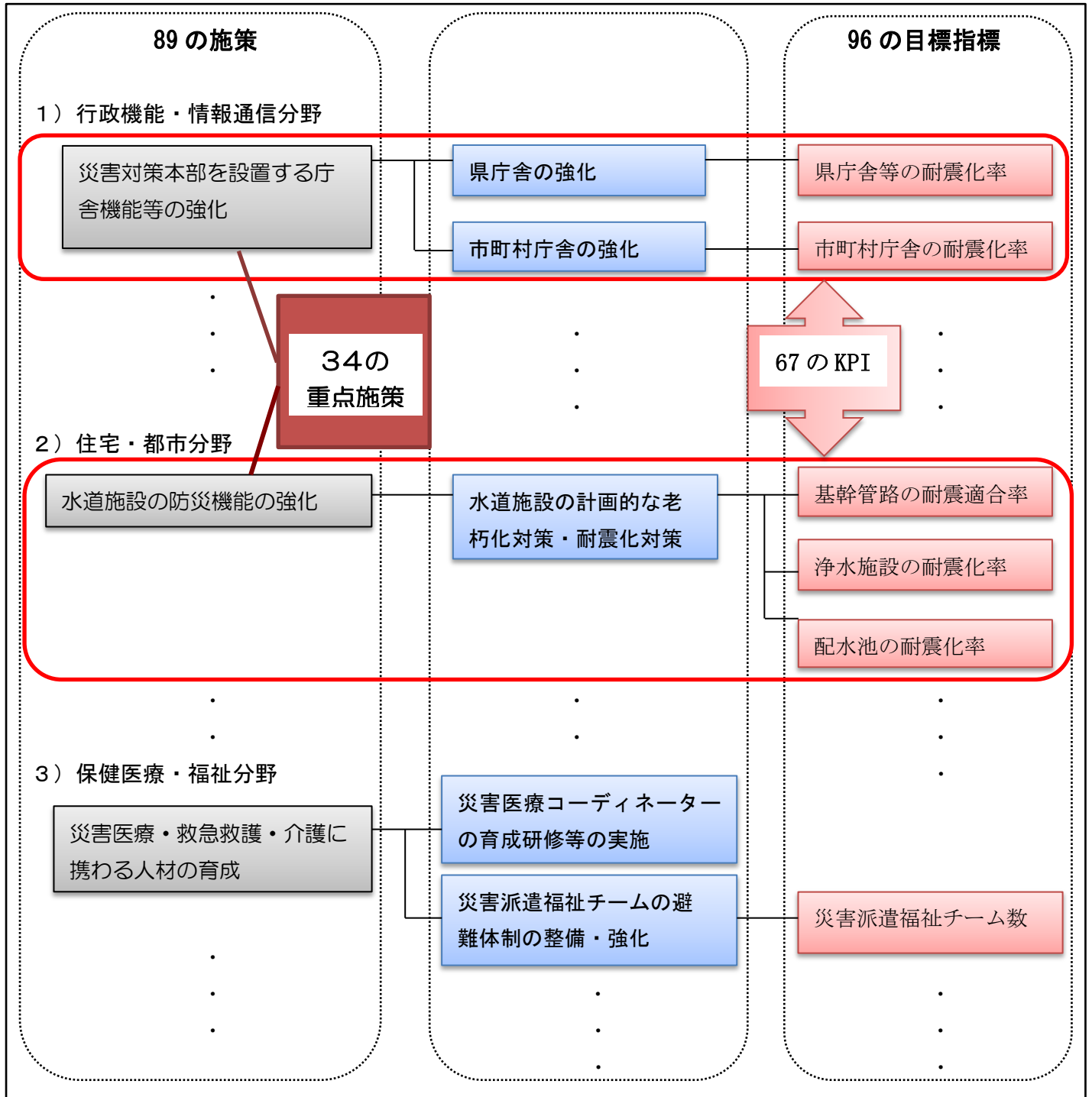


「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)における重点施策(素案)

34の重点施策の具体的取組内容を、計画本文(第6章:重点施策)に記載するもの。
 ((第5章:対応方策)では、全ての施策及び主な取組内容のみを列記。)

34の重点施策に対応する67の目標指標(重複を除く)を、KPI(重要業績評価指標)に位置付け、進捗管理を行っていく。

《体系図(例示)》



《個別施策分野》

1) 行政機能・情報通信分野（10 施策）

① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

○ 県庁舎の強化

- ・ 県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成 26 年度末現在において 21 棟のうち 15 棟、71.4% が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。
- ・ 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。
- ・ 大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進め、平成 27 年度中に全庁舎への自家発電設備の設置を完了する。
- ・ 電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。

[KPI] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (H32)

○ 市町村庁舎の強化

- ・ 大地震時の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するために、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化について、助言等を実施しながら促進していく。

[KPI] 市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)

② 避難体制整備

○ 避難場所及び避難所の指定・整備

- ・ 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対して、指定するよう働きかけを行う。

[KPI] 緊急避難場所等を指定した市町村 22 市町村 [67.0%] (H26) ⇒ 33 市町村 [100.0%] (H32)

○ 避難勧告等発令基準の策定

- ・ 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準が未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[KPI] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水災害）14 市町村 [42.0%] (H26)
⇒ 33 市町村 [100.0%] (H32)

③ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築

○ 広域防災拠点の充実

- ・ 広域防災拠点運用マニュアルの本格運用を行う。

○ 非常物資の備蓄体制の強化

- ・ 災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点（5 箇所）に備蓄物

資の配備を行う。

[KPI] 備蓄を行う広域防災拠点箇所数 1箇所 (H26) ⇒ 5箇所 (H32)

④ 災害警備本部機能の強化

○ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定

- ・ 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。

○ 警察施設の整備

- ・ 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- ・ 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。

[KPI] 災害警備拠点警察施設整備数 121ヶ所 (H26) ⇒ 151ヶ所 (H32)

○ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練

- ・ 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備えるため、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。

○ 職員の非常招集訓練

- ・ 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行う。

⑤ 災害に備えた道路交通環境の整備

○ 信号機電源付加装置の整備

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、警察庁の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。

[KPI] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数

61台 (H26) ⇒ 76台 (H32)

○ 事業者等との協定締結等による連携強化

- ・ 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなど連携を強化する。

○ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導

- ・ 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合においても、早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。

⑥ 地域の消防力の強化

○ 消防本部・消防署等の強化

- 消防本部・消防署等の庁舎については、地震災害の発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進する。

[KPI] 消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ (今後設定) (H32)

○ 消防団活動の充実強化

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

⑦ 消防機関の連携体制整備

○ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加

- 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。

[KPI] 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)

○ 緊急消防援助隊増隊の促進

- 大規模な災害発生に備え、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（第三期計画）に基づく増隊を促進する。

[KPI] 緊急消防援助隊登録数 74隊 (H26) ⇒ 96隊 (H32)

⑧ 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

○ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

- 学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策の促進を図る。

[KPI] 「岩手県耐震改修促進計画」に基づく県立学校施設の耐震化率

97.8% (H27) ⇒ 99.5% (H32)

○ 私立学校の耐震化

- 私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援する。

[KPI] 私立学校の耐震化率 72.5% (H26) ⇒ 81.0% (H32)

私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率 68.0% (H25) ⇒ 90.0% (H32)

○ 県立職業能力開発施設の耐震化

- 旧耐震基準で建設された3施設について、国の補助金等を利用して耐震診断を実施し、耐震性が不足と診断された施設に対しては、必要な改修工事等により耐震化を推進する。

[KPI] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 33.3% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

⑩ 情報通信利用環境の整備

○ 携帯電話等エリア整備

- ・ 災害時でも有効な連絡手段である携帯電話のエリア外人口を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者へ働き掛けを行うなど基地局整備に取り組む。

[KPI] 携帯電話エリア外人口 3,922人 (H26) ⇒ 2,960人 (H32)

○ 民放ラジオ難聴解消

- ・ 災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用して中継局の整備を行う市町村を支援するなどラジオの難聴解消に取り組む。

○ ブロードバンド利用環境整備

- ・ 条件不利地域の超高速ブロードバンド整備や公設民営の設備の維持経費支援について、国に支援を求めていく。

○ 通信事業者との連携

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握出来るよう、引き続き通信事業者との連絡体制を維持する。

⑪ 自主防災組織の結成及び活性化支援

○ 岩手県地域防災サポーター派遣等による自主防災組織の結成促進

- ・ 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。

[KPI] 県地域防災サポーターの地域への派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32)

○ 自主防災組織を対象とした研修会等の開催

- ・ 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

[KPI] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)

2) 住宅・都市分野（4施策）

① 住宅・大規模建築物の耐震化

○ 住宅の耐震化

- ・ 住宅の耐震化を一層促進するために、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施していく。

[KPI] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)

○ 大規模建築物の耐震化

- ・ 大規模建築物の耐震化を促進するために、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村との連携を図りながら、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施していく。

② 水道施設の防災機能の強化

○ 水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進していく。

[KPI]	基幹管路の耐震適合率	44.8% (H25)	⇒	50.0% (H32)
	浄水施設の耐震化率	22.6% (H25)	⇒	25.0% (H32)
	配水池の耐震化率	27.7% (H25)	⇒	30.0% (H32)

③ 内水危険箇所の対策

○ 内水危険箇所のソフト対策

- ・ 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、県においては、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援していく。
- ・ 策定済み市町村に対しても、既存ハザードマップの見直し等を推進するため、支援していく。

○ 内水危険箇所のハード対策

- ・ 浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業に対して、助言等を実施していく。

④ 地域コミュニティ力の強化

○ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発

- ・ 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るほか、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。

[KPI]	元気なコミュニティ特選団体数	137 団体 (H26)	⇒	167 団体 (H32)
-------	----------------	--------------	---	--------------

○ 地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進

- ・ 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員や地域おこし協力隊など）の活用を進める。

○ コミュニティ助成制度等による活動支援

- ・ 地域コミュニティ機能の維持・再生のため、アドバイザー派遣による支援を行うとともに、各種コミュニティ助成制度の有効活用を図りながら、市町村や地域づくり団体が行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。

[KPI]	コミュニティ助成制度等による活動支援件数	51 件 (H26)	⇒	267 件 (H30)
-------	----------------------	------------	---	-------------

○ 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化

- ・ 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や水路等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。

[KPI]	水田における地域協働等の取組面積割合	75.0% (H26)	⇒	81.0% (H32)
-------	--------------------	-------------	---	-------------

○ 森林整備等の活動支援の継続

- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用による、森林整備等の活動の支援を継続する。

3) 保健医療・福祉分野（5施策）

① 病院・社会福祉施設等の耐震化

○ 病院の耐震化

- ・ 災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。

[KPI] 病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 68.8% (H32)

○ 社会福祉施設等の耐震化

- ・ 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の各種補助金、交付金等を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

② 医療情報のバックアップ体制の構築

○ 全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化

- ・ 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップが図られるよう取組んでいく。

[KPI] 電子カルテを導入している病院数 23 施設 (H24) ⇒ 35 施設 (H29)
周産期医療情報ネットワークへの参加割合（市町村及び分娩取扱等医療機関）
98.6% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

③ 福祉避難所の指定・協定締結

○ 市町村職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進

- ・ 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[KPI] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

④ 避難行動要支援者名簿の作成・活用

○ 市町村等職員を対象とした研修会等の実施による市町村の取組促進

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援が行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

⑤ 要支援者への支援

○ 福祉避難所等における福祉的支援

- ・ 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。
- ・ 「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築するために行う、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援する。

[KPI] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (H28)

○ 要支援者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援

- ・ 市町村による住民主体の介護予防や通いの場に向けた取組が充実し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を促進する。
- ・ 県高齢者総合支援センターにおいて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
- ・ 介護老人福祉施設等の被災を想定し、入所者の移送も含めた施設間（施設が所在する広域間）の支援体制の構築を進める関係団体の取組を支援する。
- ・ 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援する。
- ・ 障がい者の支援については、今後も、「障がいのある方たちへの災害対応のてびき」に添付している「おねがいカード」の活用について周知を行うほか、関係団体等と連携して、これまでの取組について検証した上で、必要となる取組を実施する。

[KPI] 認知症サポーター数 97,944 人 (H26) ⇒ 130,000 人 (H29)

○ 男女のニーズの違いに配慮した支援

- ・ 平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画の推進が図られるよう市町村に働きかけていく。
- ・ 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱に関する相談に対応するため、平常時から女性のための相談窓口を岩手県男女共同参画センターに開設し、気軽に相談できる体制を整える。
- ・ 男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。

○ 外国人への支援

- ・ 多言語等による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

○ 災害用医薬品等の確保

- ・ 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

○ こころのケア体制の確保

- ・ こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を引き続き実施していく。
- ・ 今後、大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム（DPA T）の設置について検討するため、委員会や審議会において、有識者等と意見交換を実施する。

○ 児童生徒の心のサポート

- ・ 児童生徒の心のサポートのため、人的支援として、引き続き、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣と、各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。
- ・ 児童生徒の心のサポートのため、教員研修を引き続き推進する。
- ・ 児童生徒の心理状態に関する基礎データの把握に努め、きめ細かい心のサポートにつなげる取組を引き続き推進する。
- ・ 児童生徒の心のサポートに携わる資格を有する人材を育成するため、国の事業も活用しつつ、学校心理士資格を有する人材を確保する。

○ 動物救護対策

- ・ 防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、随時、協定及び「災害時の動物救護マニュアル」の見直しを行う。
- ・ 市町村が策定する地域防災計画における動物救護対策の記載の促進、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかけていく。

[KPI] 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

4) 産業分野（5施策）

① 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築

○ 避難所等への燃料等供給の確保

- ・ 県石油商業共同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

○ 緊急車両等への石油燃料供給の確保

- ・ より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を予め定義する。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

② 再生可能エネルギーの導入促進

○ 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進

- ・ 風力発電や地熱発電導入は、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら具体的に事業化を図る事業者の円滑な取組を促進していく。

○ 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進

- ・ 避難所や市町村庁舎など、災害時に被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

○ 自立・分散型エネルギー供給体制整備

- ・ 地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の整備を推進する。

[KPI]	再生可能エネルギーによる電力自給率	18.9% (H26) ⇒ 35.0% (H32)
-------	-------------------	---------------------------

○ 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進

- ・ 県自らの再生可能エネルギーの導入促進の取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する。

[KPI]	再生可能エネルギーを活用した県営発電所数	18 か所 (H26) ⇒ 19 か所 (H32)
-------	----------------------	---------------------------

○ 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備

- ・ 木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスコーディネーターの活動を通じて、木質バイオマス燃焼機器の公共施設等への導入を促進するとともに、供給者と需要者間において、木質燃料の供給量や価格等による協定の締結を促進することにより、燃料の安定供給体制の整備を推進する。

[KPI]	産業分野の木質バイオマス導入事業者数	26 事業者 (H26) ⇒ 36 事業者 (H30)
-------	--------------------	-----------------------------

③ 農林水産業の担い手の確保

○ 先導的な経営体や集落営農組織の確保・育成、就農相談活動

- ・ 経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の育成を図る。
- ・ 農業においては、リーディング経営体をはじめ地域の中心となる経営体への農地の利用集積を進め、経営規模の拡大や効率化を促進するとともに、法人化を支援するなど地域農業をけん引する経営体を育成する。

[KPI]	リーディング経営体の育成数	21 経営体 (H26) ⇒ 80 経営体 (H32)
-------	---------------	-----------------------------

	法人化した集落営農組織の割合	30.0% (H26) ⇒ 55.0% (H32)
--	----------------	---------------------------

	新規就農者数	246 人 (H26) ⇒ 260 人 (H32)
--	--------	---------------------------

○ 林業における経営体の育成、新規就業者の確保

- ・ 林業においては、地域けん引型林業経営体の育成や研修機関等による林業技能者の養成、新規就業者の確保・育成などに取り組む。

[KPI]	林業技能者数	395 人 (H26) ⇒ 575 人 (H32)
-------	--------	---------------------------

○ 水産業における経営体の育成、新規就業者の確保

- ・ 水産業においては、専業漁家の経営規模の拡大を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受け入れ環境の整備、就業のマッチングなどにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む。

[KPI]	新規漁業就業者数	40 人 (H26) ⇒ 65 人 (H32)
-------	----------	-------------------------

④ 建設業の担い手の育成・確保

○ 建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援

- ・ 地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりのため、本業を中心とした経営改善の取組や次世代を担う人材の育成・確保支援など、「いわて建設業振興中期プラン」に掲げる取組を推進していく。

[KPI] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50 社 (H26) ⇒ 68 社 (H32)

建設企業の経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587 人 (H26) ⇒ 700 人 (H32)

○ 地域建設企業の安定的な確保

- ・ 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組む。

⑤ 農林水産業の生産基盤・経営の強化

○ 関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積

- ・ 農業委員会と農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

[KPI] 認定農業者等への農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ 95,000ha (H32)

荒廃農地面積 5,947ha (H26) ⇒ 4,950ha (H32)

○ 効率的かつ安定的な林業生産基盤の構築

- ・ 林業事業体による森林経営計画の作成を支援し、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備や森林整備事業による間伐、伐採跡地への造林などを進める。

[KPI] 間伐面積 5,823ha (H26) ⇒ 12,000ha (H32)

造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,290ha (H32)

○ 漁業生産基盤の効率的な活用

- ・ 地域漁業の再生を牽引する、生産性・収益性の高い漁業経営体を育成するため、各経営体の規模拡大や、漁協を核とした共同生産体制等を構築するとともに、養殖施設の生産効率を把握・評価し、利用者の意欲と能力に応じた施設の再配分を進め、養殖漁場の効率的利用と適正管理を促進する。

[KPI] ワカメ生産量 14 千トン (H26) ⇒ 24 千トン (H32)

5) 国土保全・交通分野（9 施策）

① 道路施設の整備等

○ 道路施設の防災対策

- ・ 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
- ・ 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行う農林道の点検や診断等の取組を支援していく。

[KPI] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率	58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H30)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.9% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

○ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

- ・ 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。
- ・ 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。
- ・ 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。

[KPI] 復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合	15.0% (H26) ⇒ 100.0% (H30)
高規格幹線道路等の供用率	55.9% (H26) ⇒ 74.9% (H32)

② 津波防災施設の整備等

○ 津波防災施設の整備

- ・ 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、復興まちづくりと整合した防潮堤等の津波防災施設の整備を推進していく。

[KPI] 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率	36.4% (H26) ⇒ (今後設定) %
----------------------------------	------------------------

○ 海岸水門等操作の遠隔化・自動化

- ・ 海岸水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、水門の遠隔操作化・自動閉鎖化を進めていく。

[KPI] 海岸水門等の機能強化海岸数（累計）	0 海岸 (H26) ⇒ (今後設定) 海岸
-------------------------	------------------------

○ 津波防災地域づくり

- ・ 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、国の社会資本整備総合交付金（復興）等を活用し、津波痕跡調査を実施するとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討を進めていく。

[KPI] 津波浸水想定区域の設定市町村	0 市町村 (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (H30)
----------------------	-------------------------------------

③ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備

○ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策

- ・ 災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。

○ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策

- ・ 災害時において、地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業により、岸壁及び防波堤の耐震・耐津波の強化を推進する。

[KPI] 流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H30)

④ 河川改修等の治水対策

○ 河川整備

- ・ 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進していく。

[KPI] 河川整備率（県管理） 48.6% (H26) ⇒ 49.2% (H32)

○ 洪水浸水想定区域の指定

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災安全交付金等を活用し、洪水浸水想定区域の指定を推進していく。

[KPI] 洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 29河川 (H26) ⇒ 44河川 (H32)

○ 洪水ハザードマップの作成

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進させるための助言等を行っていく。

⑤ 農山村地域における防災対策の推進

○ 農地や農業水利施設等の生産基盤整備

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の農業生産基盤整備を着実に推進する。

○ ため池や農業用ダムの点検・診断、補修・更新、氾濫解析図作成、市町村が行うハザードマップの作成支援

- ・ ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・診断を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。
- ・ ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成及び地域住民への公表を支援する。

[KPI] ため池の点検・診断実施割合 55.2% (H26) ⇒ 100.0% (H28)

ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査（レベル2診断）の実施割合 50.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

ため池のハザードマップ策定率 16.7% (H26) ⇒ 100.0% (H32)

○ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備

- ・ 大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、点検等による山地災害危険地区の把握と、治山施設及び森林整備を計画的に推進する。

[KPI] 山地災害防止機能が確保された集落数 951 集落 (H26) ⇒ 1,001 集落 (H32)

⑥ 警戒避難体制の整備

○ 津波避難計画の策定

- 津波発生時の円滑な避難のため、津波避難計画策定指針に基づく津波避難計画未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う

[KPI] 津波避難計画を策定した市町村 9 市町村 [75.0%] (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (H32)

○ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表に向けて、国の防災・安全交付金を活用し、引き続き基礎調査を実施していく。

[KPI] 土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数 (累計) 4,898 箇所 (H26) ⇒ 14,348 箇所 (H31)

○ 土砂災害ハザードマップの作成

- 土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成を促進させるための助言等を行っていく。

○ 火山ハザードマップの作成

- 火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行う。

[KPI] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2 火山 (H26) ⇒ 3 火山 (H32)

○ 登山者の安全対策

- 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を登山者に迅速・的確に提供する方策について検討する。

⑦ 住民等への災害情報伝達の強化

○ 水位周知河川の指定

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていく。

[KPI] 水位周知河川に指定した河川数 (累計) 21 河川 (H26) ⇒ 37 河川 (H32)

○ 土砂災害警報情報の周知

- 住民の避難行動等に活用されるようにするため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進していく。

⑧ 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化

○ 農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策

- 農業・農村の有する洪水防止や土砂崩壊防止機能など、多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。
- 被災により、食料需給に甚大な影響を及ぼさないよう、農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策を推進する。

[KPI] ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査(レベル2診断)の実施割合	50.0% (H26) ⇒	100.0% (H32)
流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率	0.0% (H25) ⇒	100.0% (H32)

○ 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施

- 市町村との連携を密にしながら、農林道等の点検診断を実施し、補修必要箇所の補強工事などの保全対策を適切に推進する。

[KPI] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.9% (H26) ⇒	100.0% (H32)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H25) ⇒	90.0% (H32)

⑨ 災害廃棄物処理対策

○ 協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築

- 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平常時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

○ 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築

- 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定について助言等を行っていく。

[KPI] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率	48.5% (H26) ⇒	63.5% (H32)
----------------------------	---------------	-------------

○ アスベスト粉じんばく露防止対策

- 津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。

○ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底

- 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

《横断的分野》

2) 老朽化対策分野 (1 施策)

① 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

○ 公共施設等総合管理計画の策定

- 将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の更新・長寿命化など総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる公共施設等総合管理計画を平成 27 年度に策定する。
- 平成 28 年度以降、順次、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組みを推進する。

[KPI] 個別施設計画の策定率	0.0% (H26) ⇒	100.0% (H32)
------------------	--------------	--------------

○ 県庁舎等の老朽化対策

- ・ 大災害時においても災害対策本部機能を維持するため、県庁舎及び各地区合同庁舎について、老朽化対策の観点も含めた長寿命化に資する計画的な保全、補修、修繕等を実施する。

○ 警察施設等の老朽化対策

- ・ 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- ・ 老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。

[KPI] 災害警備拠点警察施設整備数 121ヶ所 (H26) ⇒ 151ヶ所 (H32)
